



# 市に届出が必要なサービス利用について

健康医療部 長寿介護課

# 市に届出等が必要なサービス

- 1 認定有効期間の半数を超える短期入所の利用
- 2 訪問介護（生活援助中心型）の回数が規定回数以上
- 3 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付

# 1 認定有効期間の半数を超える短期入所の利用

 **提出時期**  
短期入所の利用が、認定有効期間の半数を超える前月

 **注意が必要なポイント**

- ・介護ソフトで日数計算ができない場合
- ・転入等で認定有効期間が短い場合
- ・区分支給限度基準額を超えて自費利用がある場合

※ 連続30日を超えて全額利用者負担で利用した短期入所の日数は、要介護認定期間の半数の基準には含まれません。

# 1 認定有効期間の半数を超える短期入所の利用

## 区分支給限度基準額を超えて自費利用がある場合

区分支給限度額を超えて、全額利用者負担で利用した実績がある場合は、支給限度額相当分について要介護認定期間の半数の基準に含めます。

(13.8.29 事務連絡「訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一本化に係るQ & A」I (1) 4)

→支給限度額を超えた部分をすべての利用サービスに振り分けた時に、短期入所に割り振られる日数を、認定有効期間の半数に含める、という考え方です。

【計算式】(小数点以下切捨て)

$$\frac{\text{短期入所サービスの区分支給限度基準内の単位数}}{\text{短期入所の総単位数}} \times \text{短期入所の総利用日数}$$

## 2 訪問介護（生活援助中心型）の回数が 規定回数以上



### 提出時期

規定を超える回数の生活援助をケアプランに位置づける場合

※ 計画時には規定回数を超えていなくても、実績が規定回数を超える場合は、超えることが決まった時点で速やかに届け出てください。



### 注意が必要なポイント

- ・ひと月の日数や曜日によるサービス提供回数の変化
- ・ケアプラン変更に伴う回数増加
- ・前回の届出から1年経過時の再提出

## 2 訪問介護（生活援助中心型）の回数が 規定回数以上

身体介護の利用有無を問わず、**生活援助中心型の  
利用回数**で判断します。

**1 回の訪問介護で身体介護と生活援助が混在する場合  
（身体2生活1など）は回数に含みません。**

【厚生労働大臣が定める回数】 ※ 下記の回数から届出が必要です！

| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|------|------|------|------|
| 27回  | 34回  | 43回  | 38回  | 31回  |

### 3 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付



#### 提出時期

対象となる福祉用具の貸与を開始する前



#### 注意が必要なポイント

- ・認定有効期間の更新時
- ・区分変更時
- ・居宅介護支援事業所（介護予防支援の委託先含む）の変更時

### 3 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付

**提出がないまま利用すると、  
保険給付ができません！**

**請求の取下げ**や利用者の**自費**が発生することになりますので、サービス利用開始前にしっかり確認しましょう。

確認依頼書の提出要否は、貸与する品目や利用者の状態によって異なります。提出が必要なケースか、いつ提出すればよいかを確認しましょう。

確認依頼書の提出が必要かわからない場合は、市にご確認ください。



それぞれの制度や届出の詳細は、茨木市のホームページをご確認ください。

市ホームページから「介護支援専門員向けページ」で検索

情報を検索する

| キーワードから探す                                                                                                                | ページIDから探す                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>Google 提供</p> <p>ファイル種別 <input checked="" type="radio"/> すべて <input type="radio"/> HTML <input type="radio"/> PDF</p> | <p>? ページID検索とは?</p> <p>ページID検索 </p> |

または、本説明会のスライド資料（PDF）から該当ページに遷移できます。（インターネット環境が必要です。）

[こちらをクリック](#)

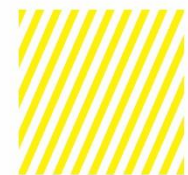
**重要**

## 「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしくお願いします。(※切R8.4.30)



茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。